

貸借対照表
平成 年 月 日現在

(商号又は名称)

資 産 の 部

流 動 資 産	千円
現金預金	× × ×
受取手形	× × ×
完成調査未収入金	× × ×
有価証券	× × ×
未成調査支出金	× × ×
材料貯蔵品	× × ×
その他流動資産	× × ×
貸倒引当金	<u>× × ×</u>
流動資産合計	× × × ×
固 定 資 産	
建物・構築物	× × ×
機械・運搬具	× × ×
工具器具・備品	× × ×
土 地	× × ×
建設仮勘定	× × ×
その他固定資産	<u>× × ×</u>
固定資産合計	<u>× × × ×</u>
資産合計	<u><u>× × × ×</u></u>

負 債 の 部

流 動 負 債	
支払手形	× × ×
調査未払金	× × ×
短期借入金	× × ×
未払金	× × ×
未成調査受入金	× × ×
預り金	× × ×
完成調査補償引当金	× × ×
その他流動負債	<u>× × ×</u>
流動負債合計	× × × ×

固 定 負 債	
長期借入金	× × ×
その他固定負債	<u>× × ×</u>
固定負債合計	<u>× × × ×</u>
負債合計	<u>× × × ×</u>
	資 本 の 部
期首資本金	× × ×
事業主借勘定	× × ×
事業主貸勘定	× × ×
事業主利益(事業主損失)	<u>× × ×</u>
資本合計	<u>× × × ×</u>
負債資本合計	<u>× × × ×</u>

注 消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- 3 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、科目又は部の名称の記載を要しない。
- 4 一つの部に属する科目の掲記が「その他・・・」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 5 「その他流動資産」又は「その他固定資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。
- 6 記載要領5は、負債の部の記載に準用する。
- 7 注は、税抜方式(消費税法第30条第1項に規定する課税標準額に対する消費税額及び同法第32条第1項第1号に規定する仕入れに係る消費税額(以下「課税標準額に対する消費税額等」という。)をこれらに係る取引の対価と区分する方式をいう。)及び税込方式(課税標準額に対する消費税額等をこれらに係る取引の対価と区分しない方式をいう。)のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものをいう。